

境界問題解決センターを ご活用ください。

紛争解決までの流れ

相談手数料

A

相手方に連絡して
出席をお願いします
相手方が期日(話し合い)に
出席されない場合は
手続きを進められません。

境界紛争
の発生



さつぽろ境界
問題解決センター
電話受付



センターからの
見積金額による
見立手数料

E



必要に応じて
調査・測量、鑑定



その他の
相談機関等への紹介

土地家屋調査士2名、
弁護士1名で
調停に出席いたします

B 調査手数料
C 基本調査

合意調書作成までの費用（金額はすべて税込）

調停

※調停手数料

21,000円——C
(申立て人負担)

※期日手数料…原則として
申立て人10,500円 相手方10,500円——D
(双方負担)

※成立手数料………21,000円以上——E
(原則として双方負担、負担割合はセンターが定める)

補助業務

下記の費用が発生する場合があります
…原則として双方負担、負担割合は合意による

※境界設置費用

※登記手続費用

※登録免許税、印紙代

※合意内容を履行するための諸費用

合意調書作成後の費用